



個人情報保護条例の制定、収入役の選任同意 平成16年度予算など19議案が可決

3月定例町議会が、3月8日から19日までの12日間を会期として開催されました。

今議会では、条例の制定や収入役の選任同意、平成16年度予算など19議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

議案

▼個人情報保護条例の制定

町が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、町民の個人情報の開示を求める権利等を明確にするため、個人情報の保護に関する条例を制定しました。

▼特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

地方自治法の規定に基づいて設置した委員及び附属機関の委員等の報酬額について、引き下げるとともに、公職選挙法の一部改正により、期日

前投票制度が創設されたことに伴い、期日前投票所における投票管理者及び投票立会人の報酬区分を追加する等、所

要の改正を行った。

▼集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正

「本町松本集会所」（本町

第4）が完成し、その設置を定めるため、本条例に追加し

た。

▼在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の一部改正

国民年金法による年金の支給額が引き下げられたことによ

り、本条例の手当の額を月

額1万4480円に改めた。

▼ねたきり老人福祉手当支給条例の廃止

介護保険制度の利用が進み、平成15年8月以降は、本手当の受給権者がいないので本条例を廃止した。

▼農業集落排水処理施設条例の一部改正

4月から共用を開始する中台地区農業集落排水処理施設の名称及び区域を本条例に追加した。

▼町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

栗山団地の一戸が修繕不能に近い状態のため、これを取り壊し、代わりに地区防災用倉庫を設置したので、これにより住宅戸数を49戸に改め

た。

▼町道路線の認定